

シリーズ/取調べ「可視化」の「現在」

「新時代の刑事司法制度特別部会」 第23回会議及び第24回会議について ～可視化論議は、どのような段階にあるか

取調べの可視化実現大阪本部

1 2014年2月14日、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会第23回会議が、同月21日、同第24回会議が、各々開催され、作業分科会における検討結果（制度設計に関するたたき台）をもとに、取調べの録音・録画制度をはじめとする、諸制度に関し議論されました。

取調べの録音・録画制度についてはいわゆる例外事由論、対象事件の範囲（参考人問題含む）、及び、実効性の担保の3つが論点になりました。

2 まず、たたき台において例外事由として定められている「被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき」との文言に対する懸念が複数の委員から示されました。すなわち、この文言では、捜査官の裁量の判断による要素が含まれざるをえず、例えば被疑者が黙っている場合にこれを捜査官が「十分な供述ができない」と判断してしまうような「条文」になりかねないということです。

これでは、黙秘権行使のときに録画がなされないといった背理が存在することになる旨弁護士委員から指摘しました。

3 対象事件の範囲については、弁護士委員が、本来全事件において実施されるべきであり、それが目的であることを部会で示すべきであるとしたうえで、現在の試行実情に照らし、物理的状況をも考慮すると、裁判員裁判対象事件の警察・検察の全過程は当然として、あくまで暫定的措置として、その出発点としては、これに検察段階での全件を加えるとの意見を述べました（3年後には、警察・検察全件という案です）。参考人についても最低限検察官取調べの全件で始め、法321条1項2号とリンクさせるべきとし、複数の有識者委員も、制度発足時には裁判員裁判対象事件に加え検察全件からスタートし、段階的に全事件に移行すべきであるとの意見を述べました。なお、3月7日の第25回会議では、有識者委員5名が、この旨の意見書を提出されました。

これに対し、捜査機関側の委員からは、可視化をすれば真相解明機能に障害が出るとして、相も変らぬ反対論が出ました。が、その意見に対しては、有識者委員から、今までの密室での取調べを容認していることに驚く、そうであれば何のためにこの部会が開かれているのかとの厳しい批判がありました。

なお、検察と警察を分けることの理論的な根拠が、なお十分でない指摘する研究者委員の意見もありました。

4 実効性の担保については、弁護士委員が、調書は作文であるということを見直すべきであり、調書への過度の依存を見直すということであれば、録音・録画で担保されないものを証拠とすべきでないとの基本原則を打ち立てるべきであると述べました。これに対し、検察推薦委員は、立証を制限する特別の規定を設けることは問題があるとの反対意見を述べました。

取調べ録画・録音をめぐる議論は、このように平行線の状態が続いています。緩やかな土俵設定は出来ているといえなくはないのですが、議論が収束する兆しは必ずしもなく、このまま春へと雪崩れていく情勢です。

法制審特別部会は4月末までの日程しか、今のところ、決められていません。が、さらに5月以降の会合も設定されることになるかもしれません。

5 その他、証拠開示については、一覧表の記載事項についての議論があり、類型証拠の拡大についても意見が対立しています。公判前整理手続の請求権についても然りです。

さらには通信傍受の拡大や証人・被害者保護策としてビデオリンクの拡充、証人の氏名・住居の秘匿（代替）が議論されていることは御承知のとおりです。

予断を許さない状況が続きます。引き続き強い関心をお持ちいただければと思います。